

「建設分野の特定技能外国人 安全安心受入宣言」を決定

オール建設業による 受入れ体制の整備

本年四月から改正出入国管理法が施行され、新たな在留資格に基づく「特定技能外国人労働」が建設分野においても認められた。建設分野の人手不足に対応するために、日建連は国土交通省などとともに生産性向上や技能者確保の取組みを進めているが、それでも不足する分につき、外国人技能者を受け入れることが今回の改正の趣旨である。

日建連は、新制度の設計段階から外国人材の受入れに当たっては、①現在進めている日本人技能者の処遇改善に悪影響を及ぼさないこと、②安全確保のため一定の日本語能力を確保すること、③不法就労の排除の三点を政府・国土交通省に要望してきた。政府・国土交通省においては、国土交通大臣による受入計画の認定制度、

建設キャリアアップシステムへの登録の義務化、建設業界を挙げて設立された「一般社団法人建設技能人材機構（JAC）」、業界共通ルールである共通行動規範など、外国人材を円滑かつ適正に受け入れる仕組みを整備した。日建連は、JACに正会員として参加するとともに、共通行動規範の策定にも元請団体としてのみならず、わが国を代表する建設業団体として積極的に協力した。出入国管理法に基づく制度に建設分野独自の仕組みが追加され、建設分野における外国人材受入れの制度上の環境整備は十分に図られたと言える。こうした官民一体、業界を挙げた対応は、今後、他産業の外国人材受入れのモデルケースとなることが期待される。

選ばれる「日本の建設業」へ

日建連では、昨春秋より、労働委員会（今井雅則委員長「戸田建設(株)社長」）に「外国人技

能者受入れ検討専門部会」を設置し、外国人材を受け入れる際の元請企業の役割について検討を進めてきた。委員会及び部会では、外国人材の受入れに当たり、①実際の就労場所である建設現場が外国人技能者にとっても安全であること、②賃金などの処遇も含めて安心して働けることの両者が確保されることが必要との観点から、検討が進められた。そして、外国人技能者にとつての高いレベルの安全や安心を確保するためには、業界のリーダーとして日建連会員企業が業界共通のルールより一歩進んだ上乗せの取組みを行うことが適切との結論に至り、「安全安心受入宣言」を取りまとめ、本年四月十八日に理事会で決定した。もとより、「安心」に係る雇用条件については、雇用主である専門工事業者との契約により決められるものではあるが、協力会社など一次下請企業の協力のもと、国土交通大臣認定の受入計画遵守の確認や、建設キ

ャリアアップシステムを活用した社会保険加入チェックなどにより対応が可能と判断した。宣言は、具体的な取組み内容については、同時に策定した「特定技能外国人の建設現場への受入に関する方針」に譲っている。方針では、宣言に関する具体的な取組み事項一三項目を掲げており、会員各社が取組みを実施しやすいよう、項目毎に留意事項や左記のような取組み事例を付記している。

- ◆ ICデータ読取システムによる在留カードの確認（偽造対策の徹底）
- ◆ 手のひらサイズの音声翻訳端末やアプリケーションの使用
- ◆ 言語別の安全衛生教育テキストの使用
- ◆ 外国人にも分かりやすく、かつ多言語で表記された統一安全標識の使用
- ◆ 自社現場で就労する特定技能外国人から相談を受けた際の対応

今回の宣言・方針が日建連会員企業及び協力会社・下請企業などに徹底され、外国人労働者から「日本の日建連会員企業の現場で働きたい」と言われることを期待したい。また、将来的には、今回の宣言・方針が、建設分野における特定技能外国人受入れの共通認識として日建連会員企業以外にも広く採用されることで、優秀な外国人労働者に日本の建設業を積極的に選んでいただき、ひいては、国内外を問わず優秀な人材が建設業に集まることを期待する。

建設分野の特定技能外国人 安全安心受入宣言

建設分野の特定技能外国人が、建設現場で安全かつ安心して働くことができるよう、日建連会員企業は、協力企業・下請企業等と協力して、以下の内容に取り組む。

1. 不法就労外国人の排除

現場入場に際して、建設キャリアアップシステムの登録情報の確認等を行い、不法就労外国人の入場・就労を認めない。

2. 現場の安全の確保

受け入れ企業に対する必要な日本語能力の確認及び必要に応じた母国語等の活用、要請並びに共通デザインの安全看板の活動等により現場の安全確保を徹底する。

3. 労働環境の確保

現場に入場する特定技能外国人につき、適切な報酬、社会保険への加入等の徹底を受け入れ企業に要請し、同等の技能を有する日本人と同等の待遇で安心して働ける労働環境の確保に努める。

具体的な取組み内容は、「**特定技能外国人の建設現場への受入に関する方針**」による。

特定技能外国人の建設現場への受入に関する方針

受入宣言を実現するために、日建連会員各社は自らまたは協力会社の協力のもと、以下の取組みの実施を図る。

1. 不法就労の排除

- * 受入計画認定の確認
- * 建設キャリアアップシステムの現場・技能者・事業者登録の確認
- * 建設キャリアアップシステム登録内容の時点修正の確認
- * 現場における本人確認

2. 現場の安全確保

- * 常時の日本語教育・安全教育
- * 現場における指示の徹底
- * 外国人が理解しやすい安全看板の採用

3. 安心できる処遇

- * 適正な賃金・社会保険の加入の確認
- * 相談を受けた際の対応
- * 違反企業への対応
- * 差別行為等の排除

※取組み内容の詳細は、以下をご参照ください。
https://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/11/2019_0418_01.pdf